

希望者全員が 66 歳以上まで働ける企業の割合について

少子高齢化が進む中、働きたいと願う高齢者が年齢にかかわらず働くことのできる社会の実現が求められている。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）により、企業に対しては 65 歳までの雇用確保措置の導入が義務付けられており、ほぼすべての企業で導入されている。一方で、65 歳を超えても働きたいと願う高齢者の割合が約 7 割という調査結果からも、66 歳以上でも働くことのできる環境整備が今後重要と考えられる。

本レポートでは、66 歳以上でも希望者全員が働ける企業の割合を、企業規模別、産業別に過去 5 年の時系列で分析した。

1. 企業規模別比較：企業規模が小さいほど高い割合（図 1、図 2）

希望者全員が 66 歳以上でも働くことのできる企業の割合は、全体的にゆるやかな増加傾向である。特に、平成 28 年度から平成 29 年度にかけての伸びが大きく、31-100 人規模企業で顕著である。また企業規模別にみると、31-100 人規模の企業で最も高く、平成 29 年度では 12.0%となっている。一方で 301 人以上規模の企業では、近年上昇傾向であるものの、平成 29 年度では 3.0%と低い水準に留まる。

規模が小さい企業の方が、65 歳を超えた高齢者雇用に積極的である状況が伺える。

2. 産業別比較：人手不足分野において高い割合（図 3）

希望者全員 66 歳以上まで働ける企業の割合は、産業別に比較すると、「サービス業（他に分類されないもの）」、「運輸、郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」が高く、次いで、「建設業」、「医療、福祉業」が高い。平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると、全産業において割合は増加しており、特に「建設業」、「医療、福祉」において伸びが大きい。

このように、希望者全員が 66 歳以上まで働ける企業割合は産業別により差異が大きく、人手不足の産業を中心にその割合が高くなっている。

3. 雇用確保措置内容の内訳：約3割が定年廃止（図4）

雇用確保措置内容の内訳を産業別にみると、「情報通信業」において定年廃止の割合が高い。一方で、「製造業」「運輸、郵便業」、「医療、福祉」において66歳以上までの継続雇用延長の割合が高い。全産業における雇用確保措置内容の内訳をみると、希望者全員66歳以降の継続雇用の割合が55.0%と最も高い。

問い合わせ先

職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課

担当者名：松本 直通：03-3502-6779

図1 希望者全員66歳以上まで働ける企業の割合（企業規模別）

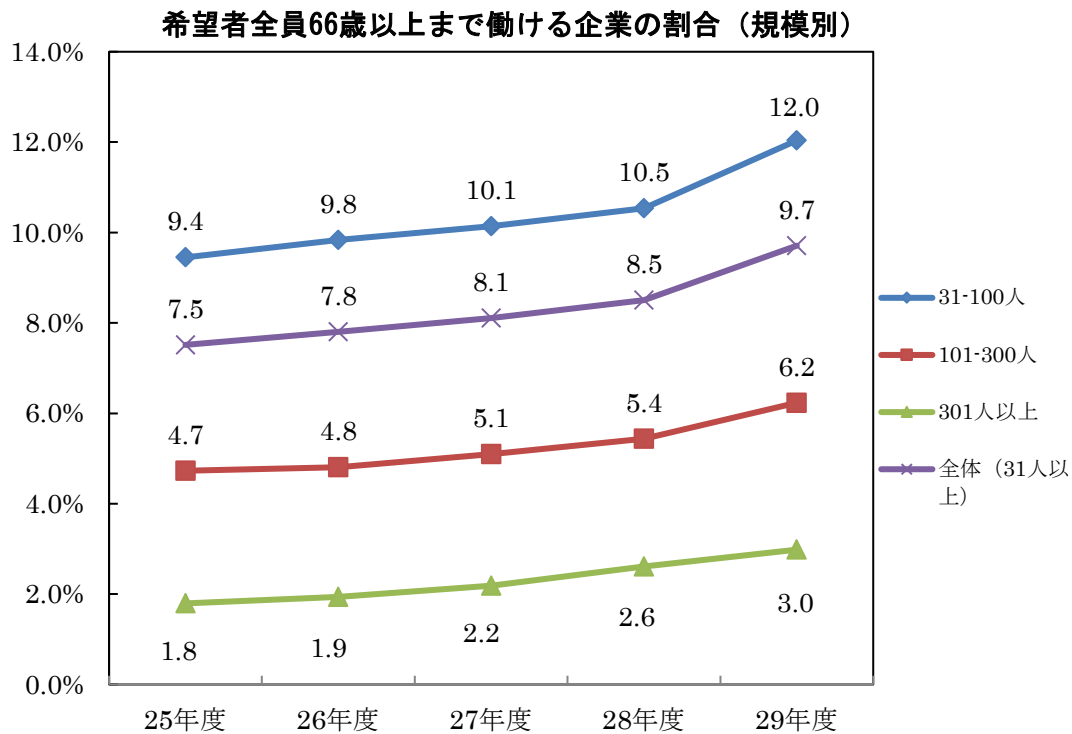


図2 【参考】希望者全員70歳以上まで働ける企業の割合（企業規模別）

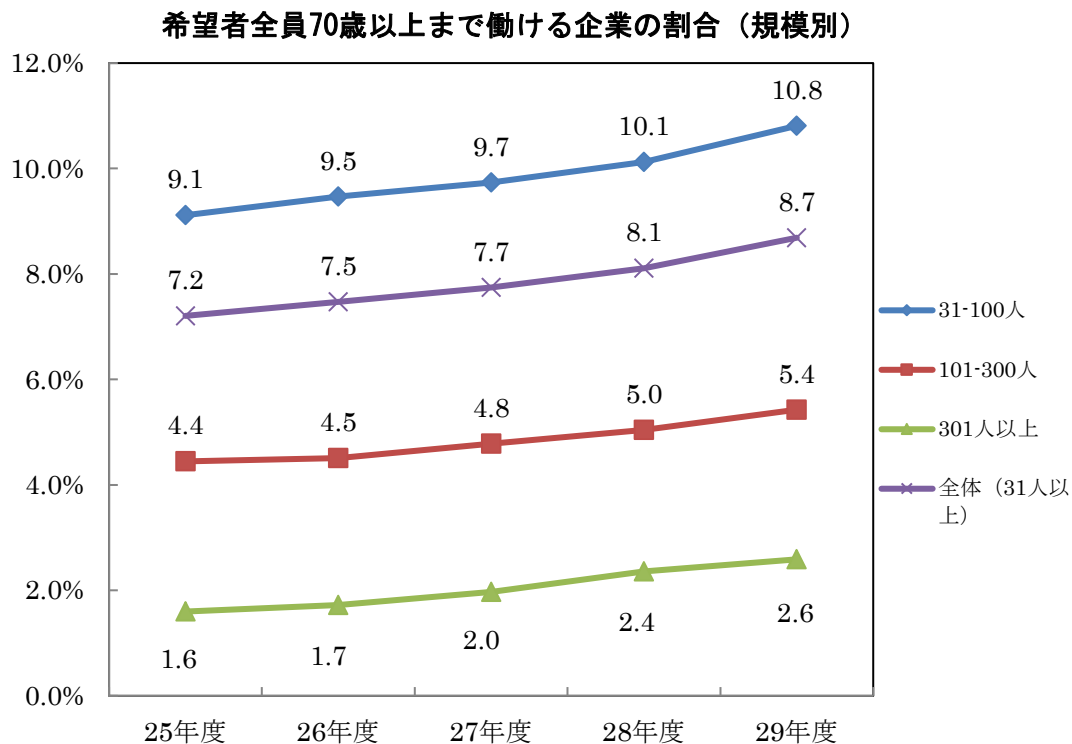


図3 希望者全員 66 歳以上まで働ける企業の割合（産業別）

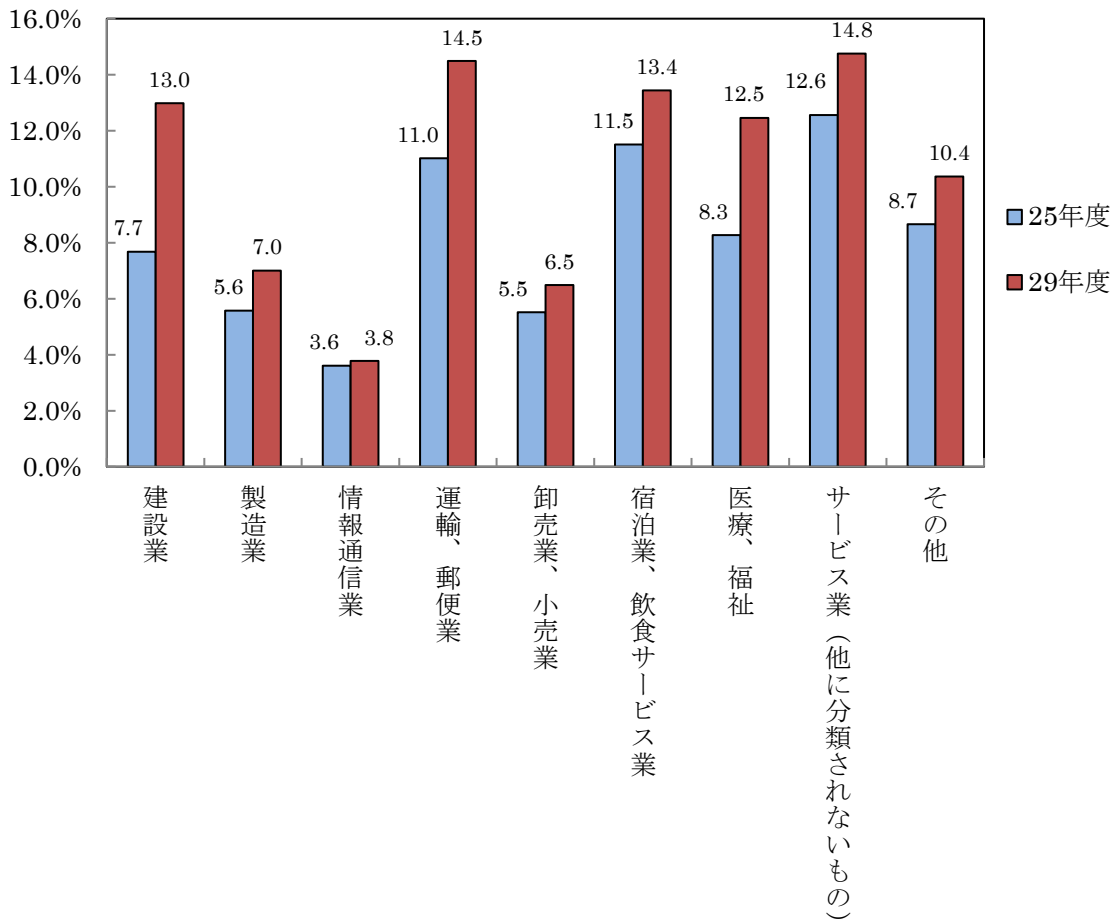
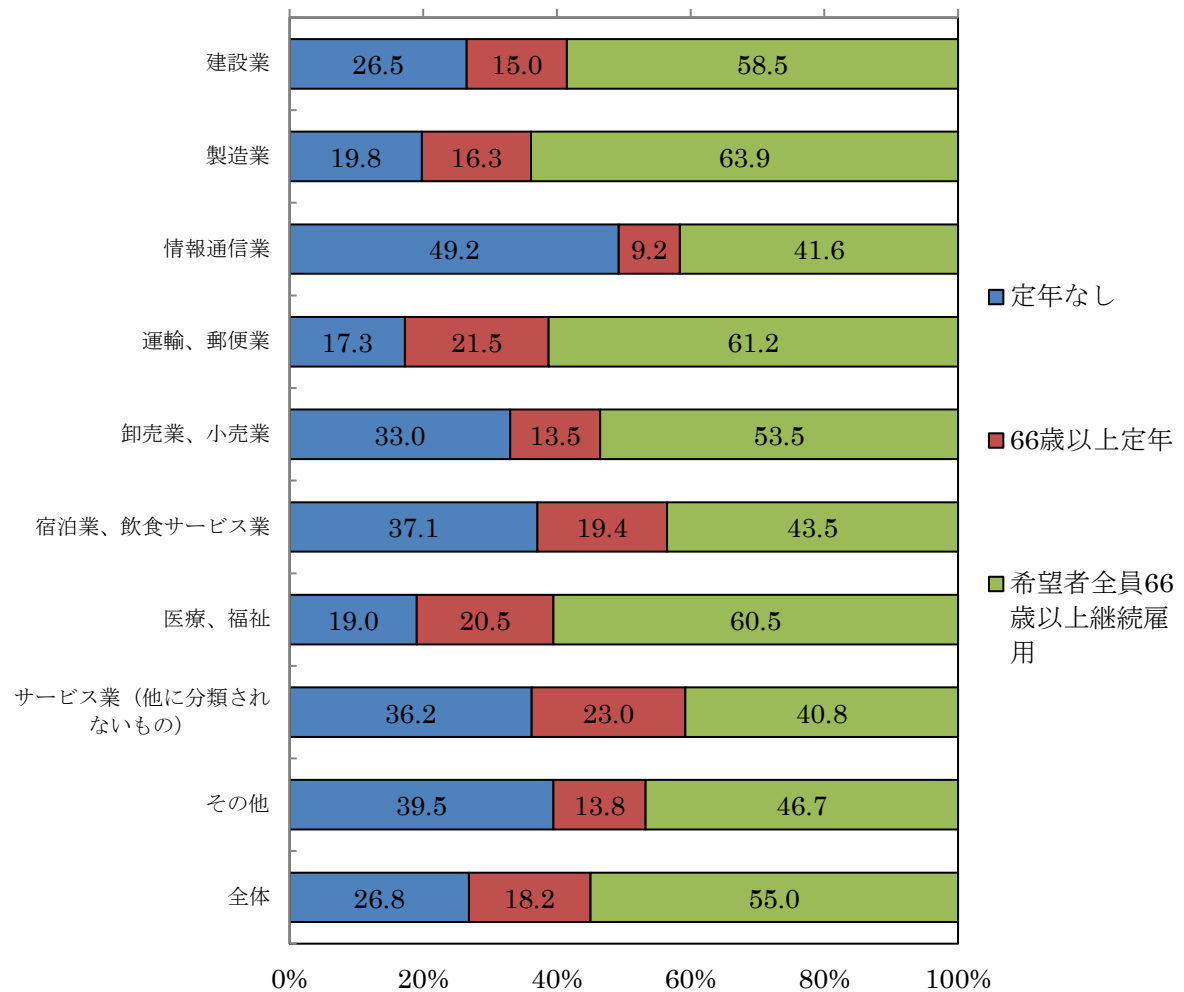


図4 希望者全員66歳以上まで働ける企業の雇用確保措置内容の内訳（産業別、平成29年度）



備考

- 1) 厚生労働省「高年齢者の雇用状況」（平成25年度～平成29年度）から作成。
- 2) 「希望者全員が66歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「66歳以上定年」、「希望者全員66歳以上までの継続雇用制度」を導入している企業の合計である。
- 3) 図2、図3の産業分類の「その他」には「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス業」が含まれる。